

ID: 3029

担当部署: 経済部 産業振興課

| | | | |
|---|--|-----------------------|----------------------|
| <p>処分の概要</p> | <p>共済事業を行う組合の改善計画の提出の要求若しくは改善計画の変更の命令又は業務の停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令</p> | | |
| <p>法令名 根拠条項</p> | <p>中小企業等協同組合法 第106条の2第2項</p> | | |
| <p>法令番号</p> | <p>昭和24年法律第181号</p> | | |
| <p>【基準】</p> <p>法第106条の2第2項の規定による。 (共済事業に係る監督上の処分)</p> <p>第106条の2</p> <p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。</p> | | | |
| <p>備考</p> | | | |
| <p>設定年月日</p> | <p>平成 28 年 7 月 31 日</p> | <p>最終変更年月日</p> | <p>令和元年 6 月 21 日</p> |